家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「免除科目の甲」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　百十六時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

10　受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「免除科目の乙」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

（家畜人工授精師の免許の申請）

第二十六条　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五　法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

（家畜人工授精師免許証の様式）

第二十七条　法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十五号による。

（免許証の書換交付及び再交付の手続）

第二十九条　令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十六号による申請書に免許証を添えてしなければならない。

2　令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十六号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「免除科目の甲」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　百十四時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

10　受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「免除科目の乙」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一　百二十一時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間（一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二　（略）

（家畜人工授精師の免許の申請）

第二十六条　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　法第十七条第二項第三号に該当しない者にあつてはその旨を記載した書面、同号に該当する者にあつてはその確定判決謄本

（家畜人工授精師免許証の様式）

第二十七条　法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十四号による。

（免許証の書換交付及び再交付の手続）

第二十九条　令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十五号による申請書に免許証を添えてしなければならない。

2　令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十五号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。